

【電子版】



2023年 第2号 2023年2月2日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071

fax. 03-3874-4997

メール info@jikosoren.jp

ホームページ→



コロナ危機と物価高騰に立ち向かい、食える賃金を

第45回中央委員会

春闘方針案を満場一致で可決

自交総連は1月31日、東京・全労連会館で、第45回中央委員会をリモート併用で開催し、「コロナ危機と物価高騰に立ち向かい、食える賃金を保障しろ 23春闘」をスローガンとする春闘方針を決定しました。12地方から33人が出席しました。



第45回中央委員会=2023. 1. 31、東京・全労連会館

あいさつに立った庭和田委員長は、「岸田政権は、長引くコロナ禍、物価高騰で苦しむ国民・労働者に目を向けていない。軍拡を進めることは、さらなる消費税増税につながっていく。春闘をたたかうとともに、暮らしやすい社会に変えていくことも労働組合の任務である。運賃改定にあたっては、スライド賃下げを許さず、手数料などを運転者に転嫁させる仕組みを変え、運転者負担を撤廃し手にする賃金を増やすことが重要」と訴えました。

討論では、運賃改定においてノースライドで賃金増をかちとるという意見が相次ぎました。そして、「運賃改定を見込んで賃下げした事業者が存在する」（埼玉）、「運賃改定に向けて学習を重ね、改定趣旨に背く事業者を告発するなど労働条件改善に奮闘している」（東京）、「免許返納者割引など、運転者負担撤廃を重点的にとりくむ」（静岡）、「地域的に割増賃金等が支払われておらず、自交総連のたたかいに期待が高まっており組織拡大へつなげるとともに、政治転換で運送収入が増える環境構築が必要」（北海道）など、たたかう姿勢を強調していました。

第45回中央委員会 参加者数

	定数	出席	委任	計	率
役員	10	10		10	100%
中央委員	31	23	7	30	96.8%
計	41	33	7	40	97.6%
会計監査		2			
総務等		5		5 (総務2、報道3)	
総計		47			

注. 中央委員は、会場、ZOOM、委任状をもって、中央委員会に参加とした。上記の役員、中央委員の出席は、会場参加とZOOM参加の合計数である。

2023年春闘アピール



団結がんばろう！

自交総連は、この春闘を「コロナ危機と物価高騰に立ち向かい、食える賃金を保障しろ 23春闘」と決定しました。

今春闘でとりくむ第1の課題は、賃金・労働条件改善の獲得です。

喫緊の課題である変動運賃制度の導入は、利益優先の大企業、ライドシェア推進勢力と岸田首相が手を結んで、仕掛けてくる

規制緩和攻撃です。白タク合法化を許せば、輸送の安心・安全、労働者のくらしと権利が、根本から脅かされます。自交労働者の賃金・労働条件は劣悪であり、そこにコロナと物価高騰が襲い、日々の生活を維持していくのも深刻な状況となっています。今後、全国的にすすむ運賃改定については、その趣旨を守らせ、職場を基礎とした全国的な統一闘争によって賃上げ、労働条件の改善にむけて奮闘しましょう。

第2の課題は、組織の強化拡大です。未組織労働者を組織化していかない限り抜本的な労働条件の改善をかちとることはできません。未組織・未加盟の労働者が抱えている一つひとつの問題をともに解決して、労働組合の力を実感してもらい仲間に迎え入れていきましょう。苦しいときこそ切実な要求を実現して、たたかう自交総連の存在価値を示し、組織拡大につなげていく絶好の機会です。新2か年計画の達成にむけ全力をあげてとりくみ、組織減少に必ず歯止めをかけ、実増をめざしましょう。

第3の課題は、政治革新です。政治のあり方は、私たち国民のくらしに密接にかかわってきます。労働者の賃金が上がらないなか、岸田政権は、増税によって「戦争をする国づくり」の強行、消費税のインボイス制度の導入など反国民的政治をすすめ、さらに憲法改悪を狙っています。憲法と平和・民主主義を守る闘いはますます重要となってきます。今春実施される統一地方選挙では、国民の切実な声に耳を傾け、それに応える政治を実現させるために、ともに奮闘しましょう。

自交総連の仲間みなさん。たたかうときはいまだです。

2023年春闘では、「食える賃金を保障しろ」署名を運動の軸に、組織の存続と組織拡大をめざし、全国の仲間とともに立ち上がり労働者の要求実現に総力をあげましょう。

2023年1月31日 自交総連第45回中央委員会

プラットフォーム事業で働く人の労働者性について報告

第45回弁護士交流会 11地方20人の弁護士が参加



第45回弁護士交流会をWEB会議形式で開催＝2023. 1. 30、東京・全労連会館

自交総連第45回弁護士交流会が1月30日、WEB会議形式で行われ、11地方20人の弁護士が参加、自交総連からは13人が傍聴しました。

会議では、基調報告として、ウーバーイーツで働く人の労働者性（菅俊治弁護士、東京法律事務所）が行われ、菅弁護士は、昨年11月に東京都労働委員会が示した飲食宅配サービスのウーバーイーツの配送員は労働組合法上の労働者であるという判断について当該事件の労働側弁護団の一員として解説しました。「フリーランス」保護の観点で立憲民主党に行ったヒアリングや、デジタル・プラットフォームと労働者性を巡る各国の判例をもとに、スマートフォンの専用アプリで飲食店と配送員と客を結び付けるプラットフォーム事業をめぐる国内の動きを説明し、法律上どういった問題があるのかを解説しました。

特別報告として、①割増賃金が歩合給から引かれる賃金の問題、ハイタクユニオン（齋藤耕弁護士、北海道タクシー労働者支援弁護団）、②バス運転者の手待ち時間の労働性（長沼拓弁護士、一番町法律事務所）、③運転者負担を会社の不当利得として返還請求している事件、日本自交労組（新宅正雄弁護士、代々木総合法律事務所）が報告され、意見交換がされました。